



現場説明書の改定について（通知）

技術基準の種類:入札・契約
通知日:平成8年4月8日

管第32号
平成8年4月8日

部内各課（室）長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

土木部長

現場説明書の改定について（通知）

このことについて、別添のとおり改定しますので、平成8年4月10日以降入札閲覧を開始するものから適用してください。
なお、営繕工事についても、この通知の趣旨に従い措置をしてください。

記

主な改定点

- 1 一般的事項
 - (1) 施工体制の把握について（2（3））
建設業法に従い、総額3,000万円以上の下積契約を締結して施工する場合の施工体制の把握について従前1,500万円等の記述を修正した。
 - (2) 建設業法の遵守について（9（2））
「指定建設業監理技術者」を「監理技術者」とし、内容を修正した。
- 2 特記事項
 - (1) その他（（1）（工事实績情報の登録））
（財）日本建設情報総合センター（J A C I C）への登録期限を契約後7日以内としていたが、10日以内に変更するとともに、登録結果を監督員へ報告する旨の記述を、従来から行うこととしていた「工事カルテ受領書」の写しを提出することと修正し明記した。
（別添省略）